

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

陳情第10号

子どもの聴覚検査早期実施に関する陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

生まれつき、耳が聞こえがたい子どもは 1000 人に 1 人ぐらいと言われている。その中、聴覚障害児は早期発見、早期治療が必要と言われて久しい。この点、青森市では 3 歳児健診において聴覚検査が実施されているという。しかし、その時点では遅いのである。なぜなら、人工内耳(内耳の中に電極を埋め込み、この電極で聞こえの神経(聴神経)を刺激して、音を聞こえるようにするもの)の手術をする年齢は早いほうがよいと言われているからだ。それは、音声言語の獲得がスムーズになることは確かで、特に話し言葉の流暢度や明瞭度が高くなるからだと言われている。日本における人工内耳手術の適応基準は 1 歳 6 カ月になっているが、欧米諸国では生後 6 カ月～12 カ月となっている。

障害児を選択して産んだわけでもない。障害児は選択して生まれてきたわけでもない。ところがその負担はまだまだ家族、特に母親に重くのしかかる現状は福祉国家と呼ぶにはほど遠い。しかし、憲法第 13 条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と定める。

そこで、家族負担の軽減を図り、そしてまた差別を排除し、人は皆同じ、個人は皆違うという当たり前の社会を構築するため、聴覚検査を 4 カ月児あるいは 7 カ月児健診の際に導入するよう陳情する。

(陳情事項)

4 カ月児あるいは 7 カ月児健診の際に聴覚検査を加えること。

平成24年 6 月15日

陳 情 者 青森市大字駒込字月見野 299 番地 219
鳴井 勝敏
